

江府町訓令第 14 号

江府町ふれあい収集取扱事務処理要領の全部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

江府町長

白石祐治

江府町ふれあい収集取扱事務処理要領

(目的)

第1条 家庭ごみをごみステーションに搬出することが困難な世帯について、個別収集することで、住みやすい町づくりを目指すことを目的とする。

(個別収集の対象世帯)

第2条 ふれあい収集の対象世帯は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する世帯(以下「認定者」という。)とする。

- (1) 病気又は障がいなどによる歩行困難な単身世帯
- (2) 病気又は障がいなどによる歩行困難者であり、他の世帯員もごみステーションまで家庭ごみを搬出することが困難な世帯
- (3) その他、町長が必要であると認めた世帯

(定義)

第3条 前条第1項第3号に規定する町長が必要であると認めた世帯とは、本人若しくはそのご家族又はその世帯の属する集落の区長、民生児童委員、社会福祉協議会職員等の意見を聞きとり、社会通念上相当な理由があると判断した世帯とする。

(収集の申込み)

第4条 ふれあい収集の申込みは、該当する世帯の本人もしくは親族等がごみのふれあい収集申込書(様式第1号)により江府町に申込むものとし、ふれあい収集の対象世帯として該当すると町が認めた場合は、速やかにごみのふれあい収集決定通知(様式第2号)により認定者に通知するものとする。

(ごみの搬出)

第5条 認定者は、自宅玄関前に収集日の収集時間までに出すものとし、収集者は原則として該当者宅内へ立ち入らない。

(その他)

第6条 認定者は、ふれあい収集の必要がなくなったとき、又は施設に入所する等長期に渡って不在となる場合には、速やかにその旨を申出なければならない。

2 認定者の江府町における住民基本台帳記録が除票された場合はふれあい収集を終了するものとし、施設に入所する等本人が当該家屋に居住していない期間については、ふれあい収集を行わないものとする。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

江府町長 様

(申込者) 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

ごみのふれあい収集申込書

ごみの個別収集をお願いしたく、江府町ふれあい収集取扱事務処理要領第4条第1項の規定により申し込みします。

記

世 帯 情 報	続柄	生年月日(年齢)	状態
	(世帯主)	. . ()	
収集する日	毎週()曜日、()年()月()日から開始を希望		

(町使用欄)

(認定対象)

チェック	認定事項
	(1) 病気又は障がいなどによる歩行困難な単身世帯
	(2) 病気又は障がいなどによる歩行困難者であり、他の世帯員もごみステーションまで家庭ごみを搬出することが困難な世帯 (確認書類)
	(3) その他、町長が必要であると認めた世帯 (聞き取り意見)
	町確認者()

※いずれかのチェック欄に「○」をする。確認書類等記載が必要な箇所には必要に応じて記載をする。

※町確認者には、聞き取りを行った者のサイン又は押印をする。

様式第2号(第4条関係)

発 第 号
年 月 日

認定者 様

江府町長

ごみのふれあい収集決定通知

年 月 日付で申し込みされました家庭ごみのふれあい収集について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、状況が改善した等個別収集の必要がなくなったとき、又は長期に渡って不在となるときには、速やかにその旨を町に申し出てください。

記

1. 対象者

2. 開始日 年 月 日から

3. 収集日

4. 注意事項

- (ア) 当日の決められた時間までに出してください。
- (イ) 収集員は建物内に入りませんので、自宅玄関前までは出してください。
- (ウ) ふれあい収集の必要がなくなったとき、又は施設に入所する等長期に渡って不在となる場合には、速やかにその旨を申出すること。
- (エ) 可燃ごみは上記収集日に伺いますが、その他のごみを出すときには前の日までに町が収集委託している事業者(事業者名: 連絡先)に連絡ください。